

## 田村市重層的支援体制整備事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第106条の3の規定に基づき、市における複雑化・複合化した地域生活課題に対し、包括的かつ継続的に対応する支援体制を構築し、地域福祉の推進を図るため、重層的支援体制整備事業(以下「重層事業」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 関係課等 田村市行政組織規則(平成20年田村市規則第27号)に規定する課等であって、重層事業の実施において連携を必要とする課等をいう。
- (2) 関係機関等 次に掲げる機関等のうち、重層事業の実施において連携を必要とする機関等をいう。
  - ア 国及び地方公共団体の機関
  - イ 法、介護保険法(平成9年法律第123号)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)その他の福祉、保健又は医療に関する法律の規定により、相談支援、サービス提供又は事業を行う者
  - ウ 教育機関、就労支援機関その他の生活支援に関連する機関
  - エ 警察及び消防
  - オ 司法関係機関
  - カ 田村市行政区に関する条例(平成17年田村市条例第8号)第2条に規定する行政区、民生委員・児童委員、NPO、ボランティア団体その他地域において活動を行う団体
  - キ その他市長が適当と認める者

### (実施主体)

第3条 重層事業の実施主体は、市とする。ただし、事業の実施に当たっては、その全部又は一部を事業運営が確保できると認められる団体又は事業所に委託することができる。

2 前項ただし書の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者に係る秘密の保持は、法第106条の4第6項に定めるところによる。

### (対象者)

第4条 重層事業の対象者等は、一つの関係課等又は関係機関等(以下「支援機関等」という。)では対応が困難であり、かつ、支援機関等の役割分担及び支援の方向性の整理が求められる地域生活課題を有することを要件とし、次の各号のいずれかに該当する支援対象者等とする。

- (1) 市内に住所を有する者及びその者の属する世帯
  - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者及びその者の属する世帯
- 2 前項の支援対象者等には、生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第3条に規定する生活困窮者及び孤独・孤立対策推進法(令和5年法律第45号)第1条に規定する孤独・孤立の状態にある者を含むものとする。

### (事業内容)

第5条 重層事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 支援対象者等に対する支援事業

- ア 包括的相談支援事業(法第106条の4第2項第1号に規定する事業をいう。)
- イ 参加支援事業(法第106条の4第2項第2号に規定する事業をいう。)
- ウ 地域づくり事業(法第106条の4第2項第3号に規定する事業をいう。)
- エ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業(法第106条の4第2項第4号に規定する事業をいう。)
- オ 多機関協働事業(法第106条の4第2項第5号に規定する事業をいう。)
- カ 支援プランの作成(法第106条の4第2項第6号に規定する事業をいう。)
- キ その他市長が必要と認める事業

- (2) 支援機関等とのネットワークの構築
- (3) 支援対象者等に関する情報の共有及び支援対象者等への支援方法の調整
- (4) 地域福祉活動に資する自主財源の確保のための取組の推進
- (5) 地域における新たな社会資源の創出
- (6) 前各号に掲げるもののほか、重層事業の実施に関し必要な事業  
(会議の設置)

第6条 重層事業を推進するため、次に掲げる会議を置く。

- (1) 支援会議(法第106条の6第1項に規定する支援会議及び生活困窮者自立支援法第9条第1項に規定する支援会議をいう。)
  - (2) 孤独・孤立対策地域協議会(孤独・孤立対策推進法第15条第1項に規定する孤独・孤立対策地域協議会(以下「協議会」という。)をいう。)
  - (3) 重層的支援会議(法第106条の4第2項第6号に規定する支援プランに関する協議等を行う会議をいう。)
- (支援会議及び協議会の所掌事務)

第7条 支援会議及び協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 複合化・複雑化した課題を抱える者等で、支援に対する同意が得られないもの等に対する支援を図るために必要な情報の交換
  - (2) 複合化・複雑化した課題を抱える者等で、支援に対する同意が得られないもの等が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、支援会議及び協議会の設置目的を達成するために必要と認められる事項
- (会長)

第8条 支援会議及び協議会に会長を置く。

- 2 会長は、重層事業担当課長をもって充てる。
  - 3 会長は、支援会議及び協議会を代表し、会務を総理する。
  - 4 会長が出席できないときは、あらかじめ会長の指名する者がその職務を代理する。
- (支援会議及び協議会の構成員)

第9条 支援会議及び協議会の構成員は、支援機関等に属する者及びその他市長が必要と認める者(以下「構成員」という。)とする。

(支援会議及び協議会の開催)

第10条 支援会議及び協議会は、議事の内容に応じ、会長が構成員のうち必要があると認める者を招集し、開催する。

- 2 支援会議及び協議会の開催並びに支援会議及び協議会の資料は、非公開とする。

(意見の聴取等)

第11条 会長は、第5条に掲げる事項を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第12条 支援会議及び協議会の事務に従事する者又は従事していた者に係る秘密の保持は、法第106条の6第6項、生活困窮者自立支援法第9条第6項及び孤独・孤立対策推進法第18条に定めるところによる。

(庶務)

第13条 支援会議及び協議会の庶務は、保健福祉部社会福祉課が処理する。

(重層的支援会議の所掌事務)

第14条 重層的支援会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 支援対象者等の支援プランの適切性の協議
- (2) 支援対象者等の支援プランの支援経過及び成果の評価
- (3) 支援対象者等の支援プランの終結の判断
- (4) 社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討
- (5) 前各号に掲げるもののほか、重層的支援会議に必要と認められる事項

(準用)

第15条 第8条、第9条、第10条、第11条、第12条及び第13条の規定は、重層的支援会議について準用する。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、会長が支援会議、協議会又は重層的支援会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。  
(田村市重層的支援体制整備事業に係る移行準備事業実施要綱の廃止)
- 2 田村市重層的支援体制整備事業に係る移行準備事業実施要綱(令和6年田村市告示第113号)は、廃止する。